

令和4年度「水防月間」水防強化運動について

1 要旨・目的

水害から国民の生命と財産を守るため、水防の重要性と水防に関する基本的な考え方の普及を図り、水害の未然防止又は軽減に資するため、5月の水防月間において、広報・啓発活動などの水防強化運動を推進する。

2 現状・背景

梅雨の時期を控え、防災・減災の取組の一環として、水防の意義及び重要性についての理解を深めるため、全国的に毎年5月を水防月間と定めている。

本県においても、例年5月に、国や市町と連携して水防強化のための様々な取組を行っている。

3 概要

(1) 実施主体

国土交通省、内閣府、広島県、水防管理団体（市町）

(2) 実施期間（日時）

令和4年5月1日（日）～令和4年5月31日（火）

(3) 場所

—

(4) 実施内容

ア 水防訓練

県、市町職員を対象として、水防法に関する講義、気象と災害に関する講義、水防工法実技演習等を行い、水防工法技術の習得を図る。

イ 広報活動の推進

県庁者及び市町役場での懸垂幕の掲出、ポスターの掲示、広報誌の配布等を行い、水防の重要性の普及を図る。

ウ 河川管理施設の定期点検、水防資機材の点検

建設事務所（支所）ごとに、水防管理団体及び関係機関と連携して、河川管理施設の定期点検等を実施する。

4 その他（関連情報等）

令和4年度の総合水防演習については、5月21日（土）に、岡山県（吉井川）において実施される予定であり、本県も参加する。